

貸 借 対 照 表

(2024年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,283,848	流動負債	3,463,461
現金及び預金	1,885,285	支払手形	19,607
受取手形	529,664	電子記録債務	1,079,343
電子記録債権	772,228	買掛金	1,135,827
売掛金	2,447,313	関係会社短期借入金	600,000
商品	560,723	未払金	231,309
その他	89,901	未払費用	55,975
貸倒引当金	△ 1,269	未払法人税等	152,132
固定資産	962,255	未払消費税等	54,017
有形固定資産	442,077	賞与引当金	88,000
建物	110,260	役員賞与引当金	18,229
構築物	1,386	その他	29,019
機械装置	1,104	固定負債	240,118
車輛運搬具	570	退職給付引当金	135,268
工具器具備品	13,654	役員退職慰労引当金	104,850
土地	315,101	負債合計	3,703,580
無形固定資産	11,028	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,703	株主資本	3,494,928
電話加入権	7,324	資本金	100,000
投資その他の資産	509,149	資本剰余金	1,190,013
投資有価証券	100,385	資本準備金	691,950
関係会社株式	53,000	その他資本剰余金	498,063
出資金	19,805	利益剰余金	2,204,915
関係会社長期貸付金	40,000	利益準備金	45,943
破産更生債権等	11,395	その他利益剰余金	2,158,971
敷金及び保証金	127,049	別途積立金	620,000
繰延税金資産	146,553	繰越利益剰余金	1,538,971
その他	22,355	評価・換算差額等	47,594
貸倒引当金	△ 11,395	その他有価証券評価差額金	47,594
		純資産合計	3,542,523
資産合計	7,246,103	負債純資産合計	7,246,103

個 別 注 記 表

1. 中小企業の会計に関する指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……取得価額をもって貸借対照表価額としております。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～65年
機械装置及び車輛運搬具	4～18年
工具器具備品	4～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の計上基準

当社は、電設資材の卸売り、家電・住設の設備工事を主たる事業としております。

電設資材の卸売りに係る収益につきましては、商品の出荷時点で収益を認識する出荷基準で計上しております。家電・住設の設備工事につきましては完成時に顧客に引き渡した時点をもって収益を認識する完成基準で計上しております。

② 費用の計上基準

原則、発生基準で計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) グループ通算制度の適用

当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。